

PTA会則(細則)



さいたま市立尾間木小学校保護者と教師の会

さいたま市立尾間木小学校保護者と教師の会会則

(名称と事務所)

第 1 条 本会は、さいたま市立尾間木小学校保護者と教師の会と称し、事務所を同校内に置く。

(組織)

第 2 条 本会会員は、尾間木小学校児童の保護者と教職員をもって組織する。

- 1) 会員はすべて平等の権利と義務を有する
- 2) 会員は定められた会費を納めなければならない
- 3) 会員の役員・委員になれる権利および各会議の議決に参加できる権利は 1 家庭につき 1 名とする

(目的)

第 3 条 本会は、保護者と教師が協力して家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかるとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(方針)

第 4 条 本会は、教育を本旨とする団体として、次の基本方針のもとに活動する。

- 1) 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けない
- 2) 児童の教育・会員福祉のため同一目的の他の団体と協力する
- 3) 特定の政党・宗教・営利企業を支援したり、公私の選挙の候補者を推薦しない

(活動)

第 5 条 本会は、前条の目的・方針を達成するために次の活動をする。

- 1) 学校の諸行事に対する協力
- 2) 学校環境の整備と教育問題の調査研究
- 3) 家庭教育の振興と児童の校外活動の指導育成
- 4) 児童・会員の慶弔と表彰
- 5) 会員の研修と親睦を深めるための諸会合の開催
- 6) 同一目的をもった他の団体との連絡・協力
- 7) その他、この会の目的を達成するための必要な活動

(役員・委員と任務)

第 6 条 本会につぎの役員・委員をおく。

会長 1 名 副会長 3 名 (うち 1 名は職員)
事務局 3 名 (うち 1 名は職員) 会計 2 名 書記 2 名
会計監査 2 名 委員 若干名

第 7 条 役員は全会員中より選出し、総会の承認をもって決定する。その選出方法に

については別途細則に定める。

役員に欠員が生じたときは、委員総会で補選する。ただし、会長に事故あるときは副会長がその任務を代行する。

役員の兼任は認めない。

第 8 条 役員・委員の任期は選出されたときから次年度の総会までとする。ただし、再任を妨げない。補充役員・委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 役員・委員の任務は次のとおりとする。

- 1) 会長は、本会を代表し会務を総括する
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる
- 3) 事務局は会長の指示により、本会の庶務を行う
- 4) 会計は総会で決定された予算にもとづき、一切の会計事務を処理し決算書を作成する
- 5) 書記は会長の指示により、会議の記録、書類の作成・整理保管などにあたる
- 6) 会計監査は本会の経理を監査しその結果を総会において報告する
会計監査は必要に応じて随時経理を監査することができる
- 7) 委員は各委員会に属し本会の業務の執行にあたる
- 8) 教職員は委員とする

(会議)

第 10 条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1) 総会
- 2) 委員総会
- 3) 運営委員会
- 4) 学年総合委員会
- 5) 専門委員会
- 6) 役員選考委員会
- 7) 特別委員会

第 11 条 会議は会長が招集する。

第 12 条 学校長は、すべての会議に出席して、意見を述べることができる。

第 13 条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。定期総会は毎年 1 回、年度のはじめに開催する。臨時総会は必要に応じて開く。

第 14 条 臨時総会は運営委員会の 3 分の 2 以上が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合に開催される。

第 15 条 総会の定足数は、会員の 3 分の 1 (委任状を含む) とする。

議決は出席者の 2 分の 1 以上をもって決議する。

第 16 条 総会は次の事項を決議する。

- 1) 活動報告および決算報告とその承認
- 2) 活動計画および予算審議とその承認
- 3) 役員に関する事項
- 4) 会則の改廃

- 5) その他の必要事項の審議決定
- 第17条 委員総会は役員および委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関である。ただし、その決定は次期総会において報告する。原則各学期ごとに開催する。
- 第18条 臨時委員総会は、会長が必要と認めたととき、運営委員会の構成員の3分の1以上の要求または委員の4分の1以上の要求があった場合に開催される。
- 第19条 委員総会の定足数は2分の1（委任状を含む）とする。
決議は出席者の2分の1以上をもって決議する。
- 第20条 委員総会は次の事項を審議する。
1) 総会に提出する議案の調整
2) 細則および規定の制定および改廃に関する事項
3) 各委員会の企画・運営・活動に関する事項
4) 役員補選に関する事項
5) その他の必要事項
- 第21条 運営委員会は役員および専門委員会の正副委員長と職員若干名をもって構成し、各学期1回以上開催する。
- 第22条 臨時運営委員会は、会長が必要と認めたととき、運営委員会の構成員の3分の1以上の要求があった場合に開催される。
- 第23条 運営委員会は次の事項を審議する。
1) 各委員会によって立案された活動計画の調整・円滑な活動の推進
2) 委員総会に提出する議案の調整
3) 委員補選に関する事項
4) その他の必要事項
- 第24条 学年総合委員会は次のとおりとする。
1) 学級選出委員と担当職員によって構成する
2) 活動を円滑にするため、各学級の連絡・調整を行う
- 第25条 専門委員会は次のとおりとする。
本会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案・運営をするために次の専門委員会をおく。
1) 教育環境委員会
2) 広報委員会
3) 学習文化委員会
4) ベルマーク委員会
- 第27条 各専門委員会の活動は別途細則による。
- 第28条 特別委員会は次のとおりとする。
1) とちのこ委員会は、前年度末の委員総会においてその開催の是非を決定し、次年度その活動を行う
2) 特別な事項について臨時にもうけることができ、その任務を終えらるとともに解散する

(会計)

- 第29条 本会の経費は、会費・教育振興費及びその他の収入による。
- 第30条 会費は会員1世帯当たり月額140円とし、総会で決定する。
- 第31条 教育振興費は児童一人当たり月額100円とし、総会で決定する。
- 第32条 本会の会計はすべて総会で認められた予算に基づいて行う。
- 第33条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。
- 第34条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(付則)

- 第35条 本会則は総会出席者の3分の2以上の決議がなければ改廃することが出来ない。
- 第36条 本会運営に関し必要な細則は委員総会の決議を経て定めることができる。委員総会において細則を制定もしくは改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第37条 本会則は昭和48年3月17日に決定し昭和48年3月17日より施行する。本会則は、50、55、59、60 平成3、6、9、12、19、22、25年度においてその一部を改正する。

さいたま市立尾間木小学校保護者と教師の会細則

(役員・委員・会計監査の選出)

- 第 1条 会長・副会長・会計・書記・事務局の選出は次のように行う。
- 1) 学年代表6名(各学年1名)と担当職員により役員選考委員会を構成し、任期は1カ年とする
 - 2) 役員選考委員会は、委員長1名 副委員長1名を互選する
 - 3) 役員選考委員の補充は欠員が生じた学年より選出するものとする
- 第 2条 役員選考委員会は、委員長が招集し役員選出に関する一切を行う。
- 第 3条 役員に立候補および推薦しようとする者は役員選考委員会の示す期日までに所定の紙面をもって役員選考委員会に届け出る。
- 第 4条 役員の選挙は次のとおりとする。
- 1) 立候補者および被推薦者は会員とする
 - 2) 役員選考委員が立候補した場合、もしくは候補者になり役員受諾の意思があれば、これを辞任する。役員選考委員会は必要に応じて交代員を補充する
 - 3) 役員選考委員長は役員選考委員を招集し、候補者の選考および本人の承諾を得るべく調整する
 - 4) この条項に定めていない必要事項については、役員選考委員会において決定する
- 第 5条 役員選考委員長は役員の候補者を総会に報告し承認を受けるものとする。
- 第 6条 委員の選出は次のとおりとする。
- 1) 学級ごとに3名(6年は2名)の委員を選出する
 - 2) 選出された3名(6年は2名)のうち1名は学年総合委員会に所属する
 - 3) 選出された3名(6年は2名)うち2名(6年は1名)は各専門委員に所属し、その配分は、学年ごとに平等になるように配慮する
 - 4) 欠員が生じた場合は、当該学級で補充するものとする
 - 5) 年度ごとに選出を必要とする特別委員会の委員は、各学級より別途選出し、各専門委員会の活動に準ずるものとする
- 第 7条 会計監査の選出は次のとおりとする。
- 1) 運営委員会にはかり、次年度当初の委員総会で選出し総会の承認を得るものとする
 - 2) 会計監査の任期は役員に準ずる
 - 3) 会計監査は、役員または委員を兼任することは出来ない

(専門委員会)

- 第 8 条 各専門委員会は次のとおりとする。
- 1) 教育環境委員会
 - 2) 広報委員会
 - 3) 学習文化委員会
 - 4) ベルマーク委員会
- 第 9 条 教育環境委員会は次のとおりとする。
- 1) 長期休業中を中心に地区の子供会の育成
 - 2) 夏季巡回活動
 - 3) 児童の交通安全に関すること
 - 4) その他の必要事項
- 第 10 条 広報委員会は次のとおりとする。
- 1) P T A 広報誌『おまぎ』の発行
 - 2) その他の必要事項
- 第 11 条 学習文化委員会は次のとおりとする。
- 1) P T A 主催の講習会の実施
 - 2) 家庭教育学級への参加・協力
 - 3) その他の必要事項
- 第 12 条 ベルマーク委員会は次のとおりとする。
- 1) ベルマークの収集・集計・発送
 - 2) その他の必要事項
- 第 13 条 特別委員会は次のとおりとする。
- 1) とちのこ委員会は、とちのこフェスティバルの企画・運営等
 - 2) その他の必要事項
- (慶弔規定)
- 第 14 条 保護者会員の表彰と児童・保護者会員の慶弔は次のとおりとする。
- 1) 通算 3 年以上 P T A 役員または委員を務めたとき、感謝状および記念品を贈り表彰する
 - 2) P T A および本校のために特に功績の著しい人に感謝状を贈り表彰する
 - 3) 死亡の時

* 児童	1 0 0 0 0 円	* 保護者	1 0 0 0 0 円
------	-------------	-------	-------------
 - 4) 児童が病気・負傷により 3 0 日以上欠席した時

* 見舞金	3 0 0 0 円
-------	-----------
- 第 15 条 教職員会員の表彰と慶弔は次のとおりとする。
- 1) 教職員転退職の時

* 花束または記念品を贈る

 - 2) 教職員の結婚・子女出産の時

* 祝金 5000円

3) 死亡の時

* 本人 10000円 * 配偶者 5000円

* 一親等 3000円

4) 教職員が病気・負傷により30日以上欠勤した時

* 見舞金 3000円

第16条 その他会長が必要と認めた時には運営委員会にはかり慶弔の意を表すことが出来る。ただし次期委員総会において報告する。

第17条 この慶弔に対しては、一切の返礼を受けないものとする。

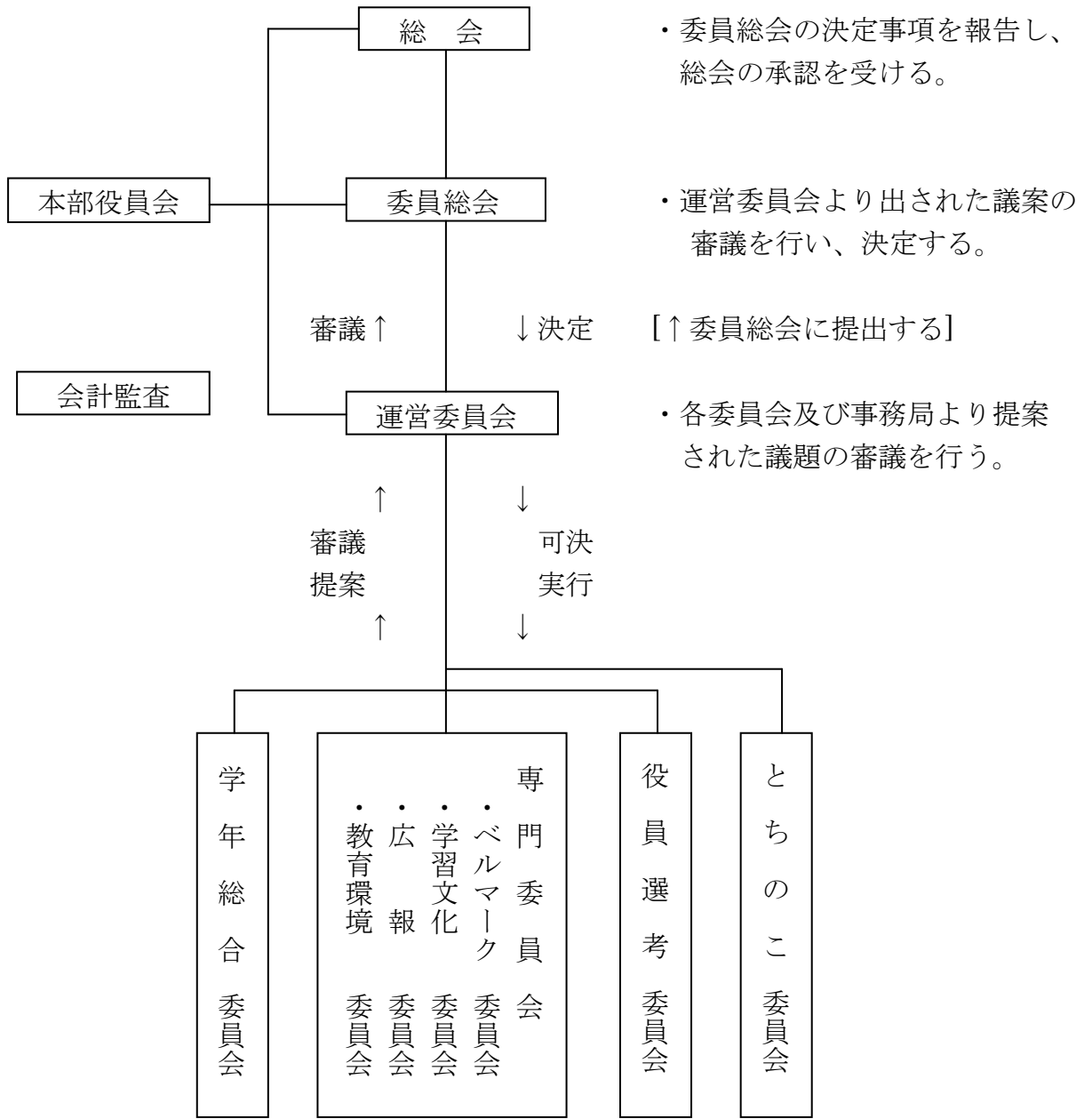
(付則)

第18条 この細則は委員総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

第19条 この細則は、平成22年5月12日より実施する。

この細則は、平成25、29年度においてその一部を改正する。

さいたま市立尾間木小学校保護者と教師の会組織図（PTA組織図）



- ・ 年間活動計画立案及び実行
- ・ 担任と保護者の教育活動のパイプ役

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 さいたま市立尾間木小学校PTA（以下、「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図り、個人の権利・利益を保護することを目的として、定めるものとする。

(責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTAにて取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行うものとする。

(管理責任者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理責任者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者は、本部役員、各委員会の長、その他PTA会長が許可をしたものとする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の取扱者は、活動上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その任を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会員名簿、委員会名簿、PTA活動名簿の作成・運用
- (2) 会費集金・管理、保険事務、その他の文書の配付
- (3) PTA活動および行事参加者への諸連絡
- (4) 本部役員選考活動

(利用目的による制限)

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 1 個人情報を取り扱う電子機器等については、特にセキュリティ管理を適切に行うこととする。

2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名

2. 提供する対象者の氏名

3. 提供する情報の項目

4. 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名、または、団体名

2. 第三者が個人情報を取得した経緯

3. 提供を受ける対象者の氏名、または、団体名

4. 提供を受ける情報の項目

5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理責任者であるPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第16条 PTAは取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施し、その記録をするものとする。

(苦情の処理)

第17条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「尾間木小学校PTA個人情報取扱規則」は、本部会にて改正し、委員総会にて承認を受けるものとする。

付 則

本規則は、平成29年12月8日より施行する。